

# 関西広域連合「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」改訂案に パブコメを出そう

安定ヨウ素剤はUPZ(30km圏内)で事前配布を実施すべき  
要援護者の避難先施設を予め決めておくべき

地震等と原発事故が重なれば避難できない。まずは再稼働反対表明を

締切 2018年11月12日(月) 17時45分

2018. 11. 1 避難計画を案ずる関西連絡会

関西広域連合が原子力防災対策の改訂案について、パブコメを募集しています。今回の改訂案は、国の「原子力災害対策指針」等に合わせ、福島原発事故の実態からは大きくかけ離れたものになっています。以下に改訂案の問題点をいくつか紹介します。パブコメを出しましょう。

パブコメの対象は、関西広域連合の広域防災計画「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」の改訂案です。「原子力災害対策編」は、若狭の原発事故時の関西広域連合の対策として、2013年6月に策定されたものです。その後、「原子力災害対策編」に基づき、避難元・先のマッチングやスクリーニングの方法等を定めた「広域避難ガイドライン」が策定(2014年3月)されました。今回は、この2つの原発防災対策のうち、「原子力災害対策編」の改定になります。

「原子力災害対策編」はこの5年間一度も改定されておらず、今回の改定は、国の「原子力災害対策指針」(以下「指針」)の改定、「高浜地域の緊急時対応」「大飯地域の緊急時対応」(以下「緊急時対応」)の改定・策定(2017年10月)等を踏まえたものだとしています。現行版では、UPZ外、複合災害時の対策は全く無く、要援護者の対策もほとんど記載されていません。

改訂案は、これらの対策について、「指針」・「緊急時対応」と同様の内容を追加しており、以下のように多くの問題があります。

- ・UPZ外は屋内退避で十分で、安定ヨウ素剤備蓄等の対策は不要
- ・複合災害時について、地震で屋内退避も避難もできなくなった時の対策はない
- ・要援護者の避難先施設のマッチングがなされていない
- ・高浜・大飯原発等の同時発災時の対策については、国と議論中なので未定、等々

問題点についてパブコメを出し、実効性がない下では再稼働に反対するよう求めましょう。

- ・意見の提出はメール、FAX、郵送で。様式は任意です。11月12日(月)17:45必着

提出方法等⇒<http://www.kouiki-kansai.jp/material/files/group/4/ikennbosyuu.pdf>

メール [bousai@kouiki-kansai.jp](mailto:bousai@kouiki-kansai.jp) FAX 078-362-9839

郵送 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県災害対策棟5F

関西広域連合広域防災局広域企画課あて

「個人でご提出いただく場合は、氏名・住所を、団体・グループでご提出いただく場合は、団体・グループ名と所在地を必ず明記してください。明記されていない場合、受け付けできません」となっているのでご注意ください。

- ・関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）改訂案（主なもの）新旧対照表

<http://www.kouiki-kansai.jp/material/files/group/4/betten.pdf>

- ・関西広域連合のパブコメ募集紹介のページはこちら（改訂案全文、新旧対照表等）

<http://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/bosai/info/3595.html>

## ◆安定ヨウ素剤 U P Zの事前配布を進めるべき U P Z外にも備蓄すべき

(3、4、14頁(新旧対照表の頁。以下も同じ))

3.11事故によって、子どもたちに甲状腺がんが増えています。事故時には、福島県庁に大量のヨウ素剤が備蓄されていましたが、住民への配布はほとんど行われませんでした。事故の教訓から学ぶべきです。

### ・ U P Z : 米子・境港市等に習い、事前配布を進めるべき

改訂案では「事前配布されている地域(島根原発U P Zの鳥取県米子・境港市を指すものと思われる)の住民等は、原子力災害対策本部の指示等により服用する」が、「事前配布されていない地域の住民等は、所在県及び関係周辺府県が・・備蓄場所から搬出し配布する安定ヨウ素剤を服用する」としています。事故後に緊急配布するのは困難なので、米子・境港市やU P Z外の兵庫県篠山市という連合内の自治体が事前配布していることを重視し、京都府・滋賀県でも事前配布を進めるべきです。

### ・ U P Z外 : 屋内退避で被ばくは防げない。事前配布や備蓄を進めるべき

屋内退避により被ばくが低減できるため、安定ヨウ素剤の備蓄・服用は必要ないとする「指針」の考え方を記載し、国と同じ立場をとっています。「U P Z外の市町村が独自に予防服用体制を構築することを妨げるものではない」との注釈は付けていますが、関西広域連合として各自治体での備蓄を進める姿勢は全くありません。屋内退避では被ばくを防げません。特に、地震、台風、豪雨等で家屋や避難所が損傷すれば屋内退避もできません。U P Z外でも事前配布や備蓄を進めるべきです。

### ・ 関電と国の備蓄分が手に入る保証は全くない

U P Zの備蓄場所が使用不能になった場合、また、U P Z外の方が一の場合の備えとして、関電と結んでいる覚書に基づく貸与と、国の備蓄分からの提供を挙げています。しかし、関電の備蓄分は、大阪市と若狭に全15万丸があるだけであり、しかも社員用として備蓄しているものなので、貸与される保証は全くありません。国の備蓄も全国で200万丸しかなく、しかも全国5ヶ所に分散し(北海道、福島県、愛知県、岡山県、熊本県)、関西での備蓄はありません。近い所でも岡山県と愛知県であり、届けられる保証は全くありません。関電と国からの提供が保証されているような記載はやめ、事前配布や関西各自治体で備蓄を進めるべきです。

## ◆モニタリング U P Z外に避難の基準値を測れるモニタリングポストを設置すべき

(3頁)

### ・「S P E E D Iの活用」を削除すべきでない

現行版では、「防護措置の実施の判断を迅速・的確に行うためには、モニタリングによる実測情報に加え、S P E E D I等による予測情報を活用することが有効・・国に対し、S P E E D Iの信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を示すよう働きかけていく」としています。しかし、その後の「指針」の改定(2015年)で、S P E E D I等の予測的手法は使わないとして、「指針」から削除されたことを受け、改訂案でも完全に削除されています。予測的手法を使わず、放射能流出後の実測モニタリングのみで避難を指示するということは、被ばくしながらの避難となってしまいます。

関西広域連合はこれまで「SPEED I等の予測を活用した避難」等に関し国に申し入れをしてきました。被ばくしながらの避難を強要しないために、「SPEED Iの活用」を削除せず、予測的手法を活用するよう、今後も国に求めていくべきです。

・UPZ外にも避難の基準値を測れるモニタリングポストを設置すべき

UPZを含む京都府と滋賀県では、ここ数年で、一時移転の基準値  $20 \mu\text{Sv/h}$  を測定できる簡易型電子線量計が設置されてきていますが、それでも既設の高線量モニタリングポスト ( $100\text{mSv/h}$ ) と合わせ 83ヶ所 (京都 47、滋賀 36) にすぎず、全く不十分な状態です。改訂案ではUPZについては「モニタリングポストの追加設置など放射線監視のための体制整備の充実を働きかけていく」としています。

ところが、UPZ外では、そのような方針はなく、モニタリングポストを追加設置せず、航空機・モニタリングカー等の「機動的な手法」を使うとしています。これではまともに測定できません。線量率をリアルタイムで測定できるモニタリングポストを多数設置すべきです。

福島原発事故では 40 km以上離れた飯舘村も全村避難になりました。

◆**汚染検査** 汚染検査を手抜きすべきでない。PAZからの避難者にも汚染検査を

(5頁)

・汚染検査を簡略化すべきでない

改訂案では、避難者の汚染検査について、現行版で「スクリーニング」としている箇所を「避難退域時検査」に変更しています。これは、原子力規制委員会が 2015 年 8 月の「指針」の改定にあわせたものです。

・「スクリーニング」は、人の場合は、頭のとっぺんからつま先まで、測定器で体の表面を検査するものです。

・ところが、「避難退域時検査」では①頭部・顔面②手指及び掌③靴底の 3ヶ所だけが「指定箇所検査」とされています。

検査を簡略化すべきではありません。

・PAZからの避難者にも汚染検査が必要

PAZからの避難について「放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等は、避難退域時検査を実施しない」としています。しかし、予防的に避難した場合でも、その後放射能流出が起これ、避難途中で被ばくする可能性があります。PAZからの避難者にも、避難者自身の安全と避難先への汚染拡大を防ぐために、避難所に入る前の段階で汚染検査を行うべきです。

◆**要援護者** 要援護者を置き去りにする対策は許されない (6、7、8頁)

・府県内外の避難先施設を予め決めるべき

PAZ・UPZの要援護者の府県内の避難先については、改訂案では「あらかじめ選定」しておくことになっています。福井県が作っている避難計画では病院の入院患者等の県内避難先施設は一応選定されています。しかし、京都府や高島市が作っている避難計画では、府県内の避難先施設は事故が起きてから調整することになっており、「あらかじめ選定」されていません。

府県外の避難先については、改訂案では、避難元 3 府県とも事故後、府県内に避難ができない

という状況になった後に「所在県及び関係周辺府県が受け入れ先を調整する」としています。

要援護者は優先的に避難すべきとしているにもかかわらず、府県内外いずれも避難先施設のマッチングもまともになされていないのです。

- ・ **要援護者を置き去りにする対策は許されない**

移動にリスクを伴う要援護者は、放射線防護施設に移動し、輸送・受け入れ体制が整った後に避難するとしています。放射線防護施設は限られた数しかなく、周辺にそのような施設がない多くの地域の要援護者は自宅等にとどまるしかありません。ヘルパーも通えず、薬も入手できない状態で「座して死を待つ」こととなります。

- ◆ **地震や台風等と原発事故が重なれば避難できない。まずは再稼働反対表明を**

(5、10、13頁)

- ・ **複合災害で避難道が途絶した場合に屋内退避を対策とするのは被ばくの強要**

避難道が途絶した場合、避難態勢が整うまで屋内退避するとしています。しかし、屋内退避したとしても被ばくは避けられません。特に山間部では木造家屋にしか退避できない地域も多くあります。障がい者や高齢者で車のない人等は、遠くの屋内退避施設まで行くことができない場合もあります。

- ・ **避難道が途絶した場合の代替経路が設定されていない**

避難道が途絶した場合を想定し、代替経路を設定するとしています。しかし、山間部等では代替経路がない地域が多くあります（高浜町内浦地区、おおい町大島・名田庄地区、綾部市上林地区、高島市朽木・今津地区等）。

- ・ **避難道が途絶した場合もヘリ等で運ぶから大丈夫とするのは非現実的**

避難道が途絶し、孤立した場合、ヘリや船舶を使うとしています。しかし、自然災害が頻発し、被害も深刻化、広域化している状況を踏まえれば、天候に左右され、少人数しか運搬できないヘリ等は代替手段とはなりえません。

- ・ **地震等により屋内退避施設が損傷した場合にUPZ外に避難できるのか**

屋内退避指示中に、地震等により屋内退避している施設が損傷した場合は、UPZ外の避難所等に避難するとしています。しかし、地震等の複合災害時は道路が不通になっており、避難できるのでしょうか。